

日医発第 1987 号（技術）

令和 5 年 1 月 2 0 日

都道府県医師会担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

宮 川 政 昭

（公印省略）

### 医療用解熱鎮痛薬等の在庫逼迫に伴う協力依頼

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より各都道府県等衛生主管部（局）宛てに標記の事務連絡が発出され、本会に対しても周知方依頼がありました。

医療用解熱鎮痛薬については、「医療用解熱鎮痛薬の安定供給について（続報）」（令和 4 年 1 1 月 1 6 日付け日医発第 1613 号（技術））等を以て貴会宛てにご送付の通り、小児など必要とされている患者へ安定的に供給できるためのご協力についてご案内申し上げてきたところです。

本事務連絡は、解熱鎮痛薬等の製剤のうち、特に小児用（散剤等）については、現下の感染患者の増加に伴い、全国的に薬局等における必要量の入手が困難な状況となっていることから、限られた医療資源を小児など必要な患者に適切に供給できるよう、改めて、解熱鎮痛薬等が安定的に供給されるまで対応いただきたい 4 点についての周知を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

追って、関連して、小児に対する解熱鎮痛薬等の処方に対応するに当たり、細粒、ドライシロップ等の製剤の不足への対応として、錠剤を粉碎して散剤とする等の取組に対する院内製剤加算及び自家製剤加算について、「厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 39）」の送付について」（令和 5 年 1 月 1 7 日付け日医発第 1968 号（保険））を貴会宛てに送付済みであることを申し添えます。

事 務 連 絡  
令和 5 年 1 月 13 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

医療用解熱鎮痛薬等の在庫逼迫に伴う協力依頼

厚生労働行政について、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
今般、標記について、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）宛  
別紙写しのとおり連絡いたしましたので、貴会会員への周知につき御配慮いた  
だきますようよろしくお願いいたします。

事 務 連 絡  
令和5年1月13日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

### 医療用解熱鎮痛薬等の在庫逼迫に伴う協力依頼

医薬品の安定供給につきましては、平素より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、治療薬である解熱鎮痛薬等（咽頭痛治療薬トラネキサム酸、鎮咳薬を含む）の需要が増加している一方で、製造販売業者からの限定出荷が続いています。

解熱鎮痛薬等の供給に関してはこれまでも、製造販売業者に対して増産体制の確保等について依頼するとともに、「アセトアミノフェン製剤の安定供給について」（令和4年7月29日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）及び「医療用解熱鎮痛薬の安定供給について（続報）」（令和4年11月11日付け同課事務連絡）において、小児など必要とされている患者へ安定的に供給できるよう、協力をお願いしてきたところですが、解熱鎮痛薬等の製剤のうち、特に小児用（散剤等）については、現下の感染患者の増加に伴い、全国的に薬局等における必要量の入手が困難な状況となっています。こうした中、地域の薬局等においては、5歳以上で錠剤が服用できる患者への錠剤の使用や、必要に応じて処方医と薬剤師が相談の上、錠剤を粉砕し乳糖などで賦形して散剤とするなどの調剤上の取組みを行っていただいております。

こうした状況について、貴管下関係医療機関、薬局及び医薬品卸売販売業者等に対して周知いただくとともに、限られた医療資源を小児など必要な患者に適切に供給できるよう、解熱鎮痛薬等が安定的に供給されるまでの間、下記の対応について、今一度の周知をお願いいたします。

## 記

1. 解熱鎮痛薬等（散剤を含む）について、返品が生じないように、買い込みは厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいこと。
2. 解熱鎮痛薬として、アセトアミノフェン製剤だけでなく、代替薬として他の解熱鎮痛薬（イブプロフェン、ロキソプロフェンなど）の使用についても考慮していただきたいこと。  
その際、1. と同様に買い込みを厳に控えていただきたいこと。
3. 小児用の散剤やシロップ製剤の不足が生じた場合には、必要に応じ、下記の例のような対応についても考慮していただきたいこと。
  - ① 5歳以上で錠剤が服用できる患者への錠剤の使用
  - ② 必要に応じて処方医と薬剤師が相談の上、錠剤を粉砕し乳糖などで賦形して散剤とするなどの調剤上の取組み
4. 薬局におかれては、必要となった解熱鎮痛薬等について、系列店舗や地域における連携により調整がつく場合には、できる限り調整をしていただきたいこと。

事務連絡  
令和4年7月29日

各  
〔 都道府県  
保健所設置市  
特別区 〕  
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

### アセトアミノフェン製剤の安定供給について

医薬品の安定供給につきましては、平素より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症患者の増加に伴い、その治療薬であるアセトアミノフェン製剤の需要が急増していると承知しています。

については、別添の日本小児科学会からのアセトアミノフェン製剤の安定供給に関する要望等をふまえ、小児など必要とされている方へ安定的に継続してアセトアミノフェン製剤を供給することができるよう、下記のと通りの対応について、貴管下関係医療機関、薬局及び医薬品卸売販売業者等へ周知いただきますようお願いいたします。

### 記

1. アセトアミノフェン製剤については、返品が生じないように、買い込みは厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいこと。
2. 解熱鎮痛薬として、アセトアミノフェン製剤だけでなく、代替薬として他の解熱鎮痛薬（イブプロフェン、ロキソプロフェンなど）の使用についても考慮していただきたいこと。

その際、1.と同様に買い込みを厳に控えていただきたいこと。

(参考)

新型コロナウイルスに関する Q&A（医療機関・検査機関の方向け）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_forever\\_qa\\_00004.html#Q22](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_forever_qa_00004.html#Q22)

令和4年7月29日

厚生労働大臣  
後藤 茂之 殿

公益社団法人 日本小児科学会  
会長 岡 明



小児用アセトアミノフェンの安定供給に関する要望書

日頃より小児医療にご理解ご高配いただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、診療に必要となる薬剤の需要が増加している状況から、薬剤によっては供給不足が懸念をされております。

小児、特に乳幼児においては、感染に伴う発熱に対する解熱剤としては、ほぼアセトアミノフェンのみが使用されております。これは、他の解熱剤の使用が急性脳症の発症に関連することなどから、安全性の観点よりアセトアミノフェンを第一選択として、診療が行われております。

現在、多くの乳幼児を含む小児が新型コロナウイルス感染症に感染をしており、その診療にアセトアミノフェンの必要度は高く、もし安定供給に問題が生じると小児医療に多大な影響を与えることとなります。

こうした特殊な小児医療の状況をご理解いただき、小児用のアセトアミノフェン製剤の安定的な供給を国として確保いただきます様に要望を致します。

事務連絡  
令和4年11月11日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

### 医療用解熱鎮痛薬の安定供給について（続報）

医薬品の安定供給につきましては、平素より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について（依頼）」（令和4年10月17日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部等事務連絡）において、都道府県等に対して、今冬においては、新型コロナウイルス感染症について、今夏を上回る感染拡大が生じる可能性があり、加えて、季節性インフルエンザも流行し、同時により多数の発熱患者が生じる可能性があることを踏まえた外来体制の強化等が依頼されています。

解熱鎮痛薬の供給に関しては、製造販売業者に対して増産体制の確保等について依頼するとともに、「アセトアミノフェン製剤の安定供給について」（令和4年7月29日付厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）及び「医療用解熱鎮痛薬の安定供給について」（令和4年8月19日付同課事務連絡）において連絡したところですが、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行による感染患者の拡大に伴い、解熱鎮痛薬の需要が高まることが想定されることから、小児など必要とされている方へ適切な製剤が安定的に継続して供給できるよう、下記のとおりに対応について、改めて貴管下関係医療機関、薬局及び医薬品卸売販売業者等へ周知いただきますようお願いいたします。

### 記

1. 解熱鎮痛薬については、返品が生じないように、買い込みは厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいこと。

2. 解熱鎮痛薬として、アセトアミノフェン製剤だけでなく、代替薬として他の解熱鎮痛薬（イブプロフェン、ロキソプロフェンなど）の使用についても考慮していただきたいこと。
3. 小児用のアセトアミノフェン細粒やシロップ製剤の不足が生じた場合には、必要に応じ、下記の例のような対応についても考慮していただきたいこと。
  - ① 5歳以上で錠剤が服用できる患者への錠剤の使用
  - ② 必要に応じて処方医と薬剤師が相談の上、錠剤を粉碎し乳糖などで賦形して散剤とするなどの調剤上の取組み

以上